

65歳以上の皆さんへ

平成24年度から介護保険料が変わります

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料
 介護従事者の介護報酬の改定及び施設入所者や介護サービス利用者の増加などを勘案し、平成24～26年度の3年間に必要な標準給付費と地域支援事業費の見込み額（約64億円）を算定し、これに見合う保険料を算出しました。

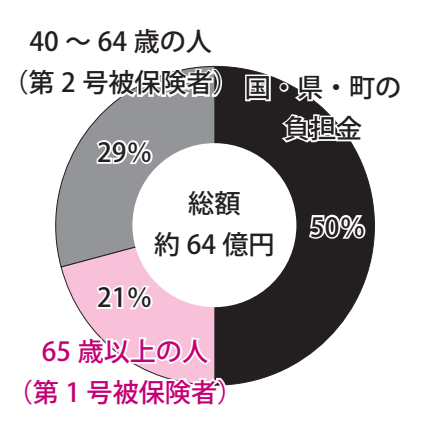
その結果、保険料の基準年額は5万3400円で、保険料（別表）は

65歳以上の人介護保険料（年額）

所得区分	保険料率	保険料改正前(円)	保険料改正後(円)	内容
第1段階	基準額×0.50	21,300	26,700	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税
第2段階	基準額×0.50	21,300	26,700	本人と世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人
第3段階	基準額×0.75	31,900	40,000	本人と世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人
第4段階	基準額×0.90	38,300	48,000	世帯に住民税課税者がいて、本人が住民税非課税で合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の人
	基準額×1.00	42,500	53,400	世帯に住民税課税者がいて、本人が住民税非課税で合計所得金額と年金収入の合計が80万を超える人（基準額）
第5段階	基準額×1.25	53,100	66,700	本人が住民税課税者で合計所得金額が190万円未満の人
第6段階	基準額×1.50	63,800	80,100	本人が住民税課税者で合計所得金額が190万円以上の人

※第4段階は、前期計画と同様に2段階に細分化しています。（平成24～26年度までの特例）
 ※保険料段階の基準所得金額を200万円から190万円に変更しました。

介護保険料の財源の構成



介護保険は、皆さんが納める「介護保険料」と国・県・町が負担する「公費」を財源として運営されています。このうち40～64歳の人（第2号被保険者）が納める保険料は全体の29%、65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は21%です。

前期と比較して平均25・5%上昇となります。また、県からの財政安定化基金交付金（約1700万円）の交付及び町の介護給付費準備基金（約4800万円）を全額取り崩し、介護保険料の上昇緩和に活用しました。

長寿介護課 ☎ 34・2113

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

計画の期間は、平成24～26年度の3年間



この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年を一期として介護保険制度の運営や高齢者保健福祉施策の推進に向け、具体的な取り組み方針を示すものです。今回策定した計画は第5期で、高齢者一人ひとりの生き方が実現できる、高齢者と地域と行政の連携による地域社会の構築を理念におき、高齢者が尊厳を持ち、自分らしく生活を送れるよう、地域との連携を重点においています。高齢者の見守り支援のしくみづくり、地域におけるネットワークづくりを進めるため、地域のつなぎ機能を担う人材を育成・支援し地域活動を推進します。